

青森県報

第三千三百五十五号

平成二十三年
二月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	一
生活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変更の届出……………	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同)	二
漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課)	三
車両制限令第三条第一項第一号イに規定する道路の指定……………	(道路課)	三
車両制限令第三条第一項第二号に規定する道路の指定……………	(同)	三
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域 県民局)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(警察本部 会計課)	四
右 同……………	(同)	四

告

示

青森県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
吉永薬局	八戸市大字田面木字下田面木三九の一	平成二〇二〇

青森県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村山 弘典	八戸市城下四丁目四の二〇	やわら整骨院	八戸市城下四丁目四の二〇	平成二〇二一

青森県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所及び施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	田名部 功	八戸市大字白銀町三丁目三	岬鍼灸接骨院	八戸市大字白銀町三丁目三	平成 七・七・一
変更後		八戸市大字白銀町四丁目三		八戸市大字白銀町四丁目三	

青森県告示第百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三沢市立三沢病院 三沢市立三沢病院（歯科）	三沢市中央町四丁目一〇	平成三・二・四
"	"	"

青森県告示第百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
三沢市立三沢病院 三沢市立三沢病院（歯科）	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	平成三・二・五
ヘルシークラブ三沢薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の一三九	三・二・八

青森県告示第百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
村山 弘典	八戸市城下四丁目四の二〇	やわら整骨院	八戸市城下四丁目四の二〇	平成 三・二・一

青森県告示第百四十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定められたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十三年四月一日から同月十五日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百四十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 青森環状野内線	青森市大字細越字繁り一九一の一から 青森市大字細越字千種一六六の一まで

県道
大鰐浪岡線
弘前市大字石川字柳田五八から
平川市大坊竹原二〇五の六まで

県道
百石下田線
上北郡おいらせ町新田九一の一から
上北郡おいらせ町獺野二六の六まで

二 指定する年月日

平成二十三年四月一日

青森県告示第百五十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
県道 百石下田線	上北郡おいらせ町新田九一の一から 上北郡おいらせ町獺野二六の六まで

二 指定する年月日

平成二十三年四月一日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社フューチャ
- 二 代表者の氏名 宮本 浩
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第二〇〇三三九号
- 五 取消年月日 平成二十三年一月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
警察官用冬帽子ほか 総数 一二、四一〇点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年十二月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社中三本店

青森市新町一丁目七の一

六 契約金額

四千六百四万二千二百二円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年十一月十二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
警察官用合帽子ほか 総数 四、二〇九点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年一月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社横山商店
青森市青柳二丁目六の一六
- 六 契約金額

三千四百十六万千四百四十一円
七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年十一月二十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭